昭和44年6月7日第三種郵便物認可（毎月3回2の日）

万国のプロレタリア、被抑圧民族
団結せよ！
マルクス・レーニン・毛沢東主義の旗の下
プロレタリア世界革命を遂行せよ！
日本マルクス・レーニン主義者同盟

赤光〈しゃっこう〉

1970年
6月6日
号外

毎月2日、12日、22日発行
半年800—年1,500(含送料)
定価 1部 20円

編集人 日本マルクス・レーニン主義者同盟 中央委員会機関紙編集部 責任者
発行所 レボルシオン社
東京都千代田区飯田橋2—8—4（飯田橋ビル）
電話〈03—264〉0677 振替 東京80708
関西支社 大阪市北区浮田町11
電話〈06—371〉8479 振替 大阪42691
九州支社 福岡県福岡市南橋町1—11—6
電話 092（52）4818
東北支社 宮城県仙台市花京院2—1—35
電話0222（25）1294

機動隊殲滅—首都制圧

6・13明治公園への全国大結集で 6・14（代々木公園）から10日間の死闘に起て

ML旗の下、解放戦線軍団に結集せよ

決戦は迫った。闘う決意をもつすべての人民は解放戦線軍団に結集せよ。六・二三闘争公園、六・二四代々木公園において全国闘争結集し、労学市民大会を開催すること決定した。一〇年前の六月一五日、革命的学生は国会構内に突入し、機動隊と激闘した。樺美智子同志はその先頭で闘い敵の刃に倒れた。それから一〇年、日本革命運動は、アジア革命の進展と相まって、今、新しい質を獲得した。三年間の激闘、それは、日本革命をめざす真の革命派を登場させた。そして今、この間の全成果をあげて新たな時代への水路を切り拓く時が来た。六月決戦を死力を尽して闘い抜き、日本革命の大海を疾進しよう。六月一四日、安保に反対し、佐藤に反対する全ての人民は決起し、代々木公園に結集せよ。五月闘争を通して六月決戦を闘う者と逃亡する者の違いがはっきりした。中核派は、六・一四から三三まで全カンパニアで流そうとしている。一〇年前のプントは、二年間の激闘の地平をもつわれわれは、それを守り発展させることを絶対的の為、中核派党派解散を粉砕することを宣言した。わが同盟は、強固な解放戦線軍団を結成し、六月決戦を闘う。安保自動延長・日米共同声明粉砕を掲げ、六月決戦を貫徹することこそ、これが最決的な任務である。勝つためには、何でもやる。解放戦線軍団は、一四日より一〇日間の死闘をやり抜く決意を固め、その結集をとった。闘う人民は解放戦線軍団に結集せよ。

全国の同志諸君！ 英雄的戦士諸君！

われわれはまさにもとめ勝利の時代に生きている。時くじめしめした敗北と裏切りの怨恨の時代はこの三年余にわたる革命の烈火の中でことごとく焼きつくされたので、われわれの未来は永遠に輝くことのない革命の光の下に照らし出されている。生命を捨ててもも惜しくない時代に生き、如何なる犠牲に身を供しても悔いない光栄ある任務を持ったわれわれは何と幸福ではないか！ 革命に殉じた何千何万の戦士たちのその真紅の革命精神は、海を越え大洋をかけてわれわれの胸となり英雄的な魂と

真紅の英雄精神を注ぎ込み、機動隊を徹底的に殲滅せよ！

全都労働者解放戦線議長 東間徹

なって共鳴し、共闘を打っているのだ。

同志諸君！ 六月決戦もあと数日後にせまったこの時にあたって、今更何をくどくどと言い発する必要があるだろうか？ わが軍団は労働者階級の手に抗力を眠い取りさせる必勝の軍団である。革命の二〇年代勝利の水路をなさうとする一切の反革命的画策を一気粉砕し打ち破ること、武装を武装し人民の手で制圧すること、われわれのやるべき任務は唯それだけである。悔むべき革帝国主義者との非妥協の戦いを政治と打ち抜いて来た無数の労働同志たちの築き上げた革命の二〇年代の地平をわが必勝の武器の手で新たな高みへ押しあげることこそ、この長務の課題のためなら同志諸君！ われわれは何でもやろうと決めた。考えて見よう、十二月決戦が勝利させた戦士たちの革命精神、右翼反革命アルに倒れた烈士中村克己の高紅の英雄精神はどうあることによって受け継がれ、彼等の高師すぎる犠牲は、何をもってつぐなわれるのか？ 悔んで余りある機動隊、一切の圧殺者と反革命陰謀を徹底的に打ちのめし、彼等の受けた怨恨とわが解放戦軍団に向けられた革命的期待にこたえるためにもこの三年間の怨恨の時代は、この革命の発展の過程をとことん洗するものだ。あの第共同中核派諸君の命令が言をたてはばおおきな様を見よ！ われわれは、六月決戦をダイナモとなりの真紅を燃焼するものだ。あの第共同中核派諸君の命令が言をたてはばおおきな様を見よ！ われわれは、六月決戦の真紅を燃焼するものだ。

真の革命戦、武装闘争を生命かけて闘う者は、いま、M旗のもとに結集し、その革命的伝統に新たな歴史の一ページを加えようとしている。しかし、中国共産党とその解放軍は革命を強成させ同盟国に比べ絶頂をくり返したのであり、それに比べ、われわれは、まだ数えるほどの戦闘の経験しかもっていないといえる。われわれは今日の機動隊粉砕を打ち固めることにより実践的な人民の武装闘争の巨大なうねりをつくり出さねばならない。まさにこのためには、立派に十〇年代闘争勝利の礎となり、立派に十〇年代闘争勝利の礎となる。

同志諸君！ 生命を賭けた闘争なくして生きられない今の革命の時代の法則である。われわれは日本人民の勝利を奪う信じ、日本M旗同盟に生命を捧げ、マルクス・レーニン・毛沢東主義を必勝の武器として、全身、これ鬼神になれて一路六月決戦へ突進している。われわれの勝利は間違いない！ 何もの恐れず、必勝の軍団にふさわしい大派決戦果をあげよう！

わが必勝の労働者解放戦線軍団は全国二千万労働者の期待と信頼に応え、機動隊殲滅！ 人民武装を かちとることを約束する。

機動隊殲滅6月決戦勝利へ 身命を賭して闘いぬけ！

全国学生解放戦線議長代行 平田勝生

全国の戦闘的学生、市民諸君！

いよいよ七〇年の六月に突入した。われわれの前に百度くもりなくけられている帝国主義者のプロレタリアート、人民に対する弾圧に大反撃を加える日が刻々と迫りつつあるのだ。ベトナム人民をその先頭とするアジア人民の闘いは、今まで華々しく展開、反革命米帝を絶壁に追い詰めつつ、米帝の最後の頑強な抵抗をも粉砕し、米帝の最後の底へと追いつめつつある。ベトナム革命戦争は、ますます、ますます、ますます

6・14代々木公園を武装出撃拠点に！

六月決戦貫徹にむけた 日本ML同盟の主張

アメリカ帝国主義軍隊のカンボジア反革命介入は、ソンミ村大虐殺や打倒を続くベトナム人民殺戮と共に、反革命の暴挙と憤怒に満ちわれである。日本と世界人民の怒りに、米帝の反革命暴挙かん粉砕、日帝の反革命干渉阻止のため闘争に立起しなければならない。

国際階級闘争の展開者であったベトナム人民の闘いはやがて今インドシナへと拡がり、インドシナ国際的一戦線の様相から「インドシナ革命」へと発展しようとしている。

中朝と北朝鮮は「中朝共同」により、日米共同声明を厳しく非難し、日米帝国主義に対する広汎な人民の断固たる決起を呼びかけた。

インドシナ・中国・朝鮮と、日米帝国主義同盟に対決する国際的一戦線は日々具体化している。

米帝国主義のカンボジア反革命暴挙かん入、北爆再開、そしてアジア会議の開催、という、帝国主義者の策動は、「グアム・ドクトリン」の破産と、人民の革命戦争の前進に対する絶望的策動によってなされている。

ベトナム・インドシナ革命の前進、インドシナ、中国、朝鮮を結ぶアジア国際的一戦線の形成、帝国主義者のアジア反革命戦略の破産と挫折の如実な表現である。

――急速に展開する革命と反革命の激突の中で、我々は六月決戦へ向けて、闘う決意を今一度打ち固めなければならない。

アジア人民との革命的連帯をかちとり「日帝打倒・アジア革命」へ進撃する我々の任務は、日米共同声明を粉砕し、この中で宣言された帝国主義的沖縄処分・併合に対決し、沖縄解放闘争に勝利し、日本帝国主義のアジア侵略を粉砕してゆくことであり、こうした闘いに百万の大衆を結集することである。

人民総武装六月決戦は、「日米共同声明粉砕・安保破棄・佐藤内閣打倒」のスローガンの下、広汎な大衆を武装蜂起闘争を長期持する新一戦線へと結集しなければならない。

既に共共は敵陣営の中にいる。我が革命派のみが帝国主義者に対決する勇敢である。

六月一〇・八闘争以来我々が切り拓いてきた指導を実に押し上げ、そして、これを百万の大衆の力でなし遂げることにより十一月決戦に勝利した我々の任務である。

すでに闘いは開始されている。本年初頭からの沖縄闘争の闘いは、日米帝国主義の反革命戦略構築の軸たる「帝国主義中枢処分＝併合」の本質を暴きだすとつながる地点を出した。アジア人民の激闘は遂に帝国主義者を窮地に追い込んでいる。

「日帝打倒・アジア革命勝利」の戦略の下、帝国主義者の沖縄への支配・干渉に反対し、アジアへ向けた侵略・反革命を粉砕し、「安保破棄・佐藤内閣打倒」へ百万の大衆を結集せねばならない。

「百万街頭・武装蜂起」の中で、広汎な大衆を結集し、人民総武装六月決戦を実現せよ。

人民総武装六月決戦に勝利し、万余の大衆の力によるアジア革命への大合流をなし遂げなければならない。

■安保粉砕・沖縄解放
日帝打倒・アジア革命勝利
（一）日米共同声明粉砕、帝国主義的沖縄処分＝併合粉砕
・日韓条約粉砕！沖縄からのインドシナ反革命出動阻止！
・米軍基地撤去、自衛隊派兵・基地強化阻止！
・羽田闘争以来の弾圧に抵抗を！
・石油基地建設阻止！
・日本政府の反革命干渉阻止、復帰協個別撃破！
・全軍労闘争連帯、起訴撤回！
（二）日米共同声明粉砕、日帝のアジア侵略・反革命粉砕！
・自衛隊粉砕！羽田地北阻止！
・朴政権粉砕！日韓闘争と連帯して闘おう！
・入管体制粉砕！在日朝鮮人への圧迫・弾圧を許すな！
・大村収容所解体！
・ベトナム・インドシナ革命勝利！南ベトナム解放民族戦線支持！日帝のインドシナ反革命干渉粉砕！
・四・七中朝共同声明、四・二五インドシナ三国共同宣言！
（三）安保破棄・佐藤内閣打倒！
・高速道路粉砕！
・軍需産業粉砕！
・四次防粉砕！自衛隊解体・第三の小西を！
・安保条約体制破棄！機動隊撤廃！
・三里塚軍事空港建設粉砕・農地強収用阻止！
・砂川基地拡張・帝国主義軍阻止！ナチ基地建設阻止！
・物価・公害・人民の生活環境を守れ！
・合理化・首切り・労働強化粉砕！政治処分粉砕！
・賃金・処分・ロックアウト粉砕！
・高度成長の政治経済弾圧粉砕！食生活破壊を許さない！
（四）全国反戦・全国総共闘を先頭に、日米共同声明粉砕・安保破棄・佐藤内閣打倒・人民総武装の大統一戦線を！
・五月街頭闘争総結集！人民総武装六月決戦をかちとろう！
■日米帝国主義同盟粉砕のアジア国際統一戦線を建設せよ
ベトナム・インドシナ革命勝利、朝鮮・中国・全アジア人民と連帯して闘おう
■プロレタリアート独裁―革命の七〇年代を闘いぬけ
■マルクス・レーニン・毛沢東主義の旗の下、日本ML同盟に結集せよ

代々木公園周辺図

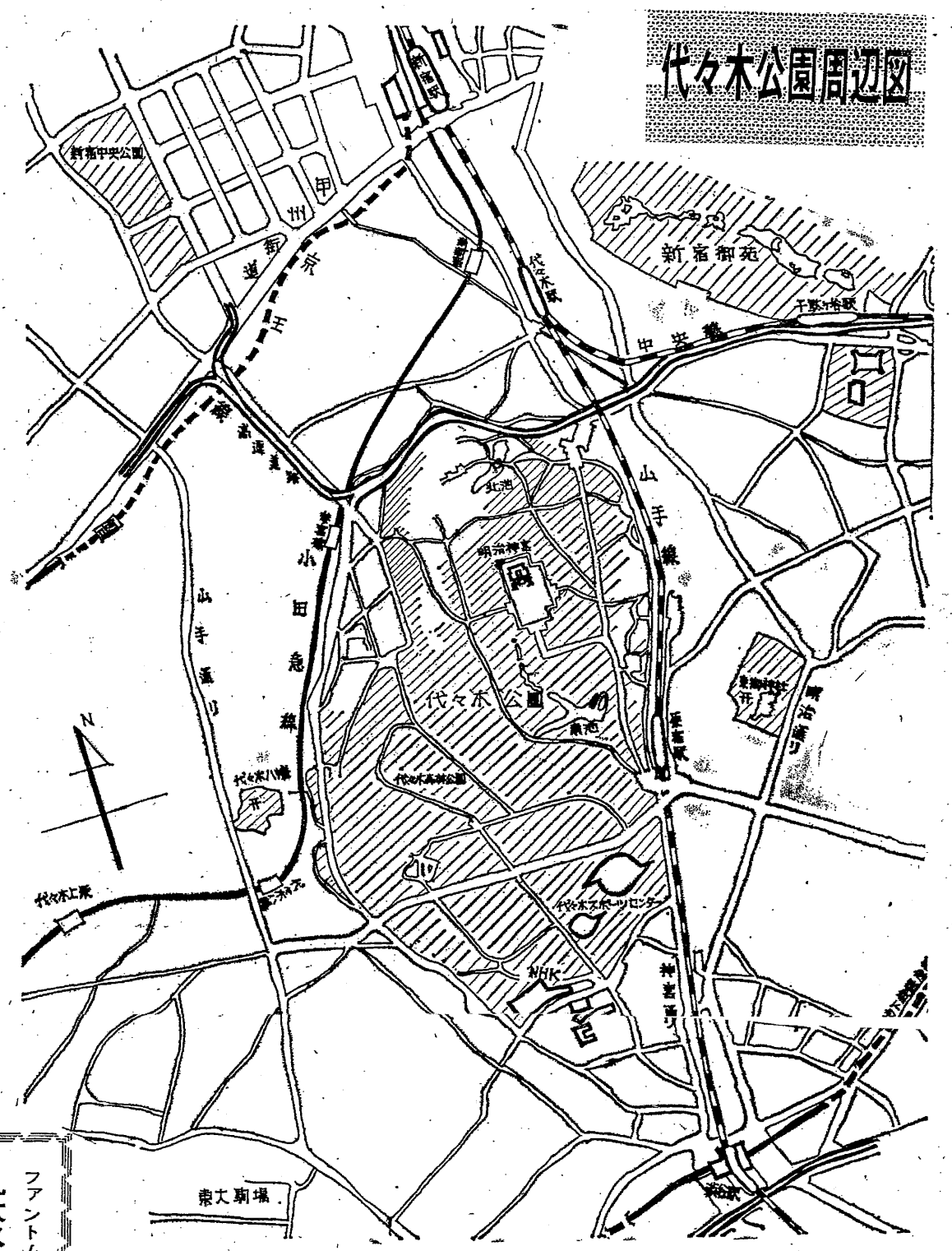

弾圧粉砕の心得

（一）労働者階級人民の権力を七〇年代に展望する革命派で、但いま実践力にかがやく隊員達のそのあるいは、いまきびに燃烈な正攻法をしきりかりつつある。

甘糟を打倒し、アジア革命の勝利を実現するために、日本革命派が果すべき義務の任務は、十一月決戦の勝利的地平を実践することである。

自らが描いた革命の現実性を全く信じていないことを物語る、両断権力に屈服してその周辺を水べに国滑し続ける社・共と、日和見主義の公然たる翻弄は、もはや、敵闘争との血を血で洗う抗争のこの時代を通過することは出来ない。

われわれは、日本革命が要求する、この時期を乗越えるために、六月決戦に直結を付けている。

（二）勝利・進撃・革命の七〇年代と、内閣崩、破防法粉砕は、表裏の関係にある。権力闘争に敵を配の等場であり、だからこそなりふりかまわぬ攻撃がしかけられているのだ。敵弾圧の狙いの拡大に、敵を配の不安と動揺を加速化し、革命派人民を鎮圧するか、革命派が強化された反革命を打ち破るか、問題は、このように立てられており、従って、敵の反革命弾圧との闘いは、革命の勝利に向かって食うか食われるかの争いである。革命派が敵を配の弾圧によってますます強いツバゼリあいとなる。敵弾圧の現象を側面のみをみて、それに怯えるものは、一切の反撃を準備しない。また、「冬の時代」の観念のとりこになってしまうのである。革命派人民が権動的切り拓いてきた闘争の地平は、絶対に「冬の時代」を許すものではない。敵弾圧の狙大は、われわれが一層、敵を配の意図にとり組んでいる。

（三）敵の弾圧、反革命策動を粉砕する闘争は、単に、街頭闘争に集約されるべきものとしてある。

（四）敵の弾圧、反革命策動における大衆運動方法を打ち破ってゆくことによって、集会されるものではない。革命派の闘争が、十一月決戦をへて一層質的に強化されている今日、敵にとっても、すでに、このままでは反革命弾圧は圧倒的な組織対策へと展開している。今春四・二八闘争を前後するように、担い切ってしまうことが、大衆的に確認されはじめると、時期と一致している。

（五）敵の弾圧、反革命策動の狙いは、日長的に弾圧する陰謀を一切与えないことを基本としなければならない。敵の弾圧が、われわれの生活と権利を侵害する場所で行なわれるようになってきている以上、われわれ自身の生活を意識から、敵から守る運動である。（起訴の決め手は、敵の生活と権利を侵害する場所で行なわれる。

（六）弾圧粉砕の心得

1、敵は、不当な弾圧に対する抗議の闘いである。

2、敵は、自力自身を不利益を抗議の闘いである。

3、敵は、本人の自供と本人の調書）

4、敵は、調書を作りをさせないという。

5、他人の調書、写真、証拠を出さない。（敵権力とわれわれとの間には一切の共通点、共通の「真実」などはない。）

6、ウソは通用しない。（ウソでもしゃべろうと思うのは敵側からの誘導である。）

7、自分の弱を隠しようとして他人の名前をあげる。（自分の一生を暗いものとしたいために）

8、雑談もしない。（雑談調書を作られる。雑談から反撃される）

9、「差入れ弾」以外、一切の署名・指印をしない。

10、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求する。（裁判官は、権力に期待する。）

（六）弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。（自分の共通点、共通の「真実」などはない。）

（七）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

9、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

10、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（七）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

9、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

10、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（八）黙秘権について

1、黙秘とは、不当な弾圧に対する抗議の闘いである。

2、黙秘は、自力自身を不利益を抗議の闘いである。

3、黙秘とは、第一に事実に関する一切をいわないことであり、第二に住所、氏名もいわないことである。

4、黙秘とは、調書を作りをさせないということである。

5、他人の調書、写真、証拠を出さない。（敵権力とわれわれとの間には一切の共通点、共通の「真実」などはない。）

6、ウソは通用しない。（ウソでもしゃべろうと思うのは敵側からの誘導である。）

7、自分の弱を隠しようとして他人の名前をあげる。（自分の一生を暗いものとしたいために）

8、雑談もしない。（雑談調書を作られる。雑談から反撃される）

9、「差入れ弾」以外、一切の署名・指印をしない。

10、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

（九）弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（十）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

9、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

10、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（十一）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

9、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

10、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（十二）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

9、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

10、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（十三）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

9、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

10、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（十四）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

9、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

10、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（十五）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

9、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

10、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（十六）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

9、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

10、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（十七）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

9、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

10、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（十八）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

9、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

10、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（十九）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

9、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

10、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（二十）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

9、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

10、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（二十一）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

9、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

10、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（二十二）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

9、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

10、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

（二十三）弁護士について

1、刑事・検事・裁判官に、弁護士選任を要求せよ。なぜ弁護士は少ない。権力に期待する。

2、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

3、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

4、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

5、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

6、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

7、弁護士の選任・選任は、選挙権、「弁護人の選任書」をとられる時に、直ちに、一切を黙秘のまま宣言に要求することを、敵は、弁護士選任を要求する。

8、弁護士の選